

A10 定款変更手続きと移行時の課税関係の検討が必要です。

【解説】

1. 定款変更手続き

都道府県知事に対し、定款変更の認可申請を行う必要があります。具体的には、定款のうち以下に掲げる部分を変更します。

改正前(社団医療法人)	改正前(出資額限度法人)	改正後(社団医療法人)
第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。	第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額を限度として払戻しを請求することができる。	削除
第34条 本団が解散した場合の残余財産は、払込出資額に応じて分配するものとする。	第34条 本団が解散した場合の残余財産は、払込出資額を限度として分配するものとし、当該払込出資額を控除してなお残余があるときは、社員総会の議決により、 県知事(厚生労働大臣)の認可を得て、国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第67条の2に定める特定医療法人若しくは医療法(昭和23年法律第205号)第42条第2項に定める特別医療法人に当該残余の額を帰属させるものとする。	第34条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。 (1) 国 (2) 地方公共団体 (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者 (4) 郡市区医師会又は都道府県医師会(民法第34条の規定により設立された法人に限る。) (5) 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの

このほか、基金制度に関する規定を定款で定める必要があります。

2. 移行時の課税関係

移行の際に課税上の問題が発生する可能性があるため、検討が必要です。移行に際しては、出資者の全員が持分の放棄する必要があります。

(1) 出資者の課税関係(出資持分の時価相当額の払戻しを受けて基金として拠出する場合)

出資者は払戻しを受けた金額と出資額の差額について、所得税法第25条第1項第5号のみなし配当の規定により、所得税・住民税が課税されます。なお、所得税・住民税の計算においては、総合課税とされ、配当控除の規定の適用を受けることが可能です。また、のみなし配当については所得税15%・住民税5%の税率で源泉徴収が必要となります。

- (2) 出資者の課税関係(出資持分の額面相当額の払戻しを受けて基金として拠出する場合)

出資者は出資持分の時価相当額と出資額の差額について、持分放棄をしたと考えられます。そのため、出資者に対する課税関係はありませんが、医療法人に対し相続税法第66条第4項の規定が適用される可能性があります。

- (3) 医療法人の課税関係

#### 法人税

平成20年度税制改正において、「**社団である医療法人で持分の定めのあるものが持分の定めのない医療法人となる場合において、持分の全部又は一部の払戻しをしなかったときは、その払戻しをしなかったことにより生ずる利益の額は、その医療法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない**」という規定が定められました。そのため、出資者が持分を放棄したことにより医療法人に経済的利益が生じたとして受贈益が発生し、法人税が課税されることはありません。

#### 贈与税

(2)の移行に伴う出資持分の放棄については、出資者の全員が行うものであり、出資持分の定めのある社団医療法人への後戻りはできないこととされているため、当該放棄に伴う出資者の権利の消滅に係る利益は、結果として医療法人に帰属するものとなります。そのため、個人出資者の放棄については、相続税法第66条第4項の規定による課税の問題が発生します。

#### 【相続税法第66条第4項(要約)】

持分の定めのない法人に対し財産の贈与又は遺贈があった場合において、当該贈与又は遺贈により当該贈与又は遺贈をした者の親族その他これらの者と特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときは、これを個人とみなして、これに贈与税又は相続税を課する。

相続税法第66条第4項に規定する「**相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき**」かどうかの判定は、原則として、贈与等を受けた法人が相続税法施行令第33条第3項に掲げる要件を満たしているかどうかにより行うものとする。よって、同項の規定に該当する場合には、相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められないものとするされています。よって、贈与税は課税されません。

**【相続税法施行令第33条第3項(要約)】**

- ・医療法人の運営組織が適正であること。
- ・同族親族等関係者が役員等の総数の3分の1以下であること。
- ・医療法人関係者に対する特別利益供与が禁止されていること。
- ・残余財産の帰属先が国、地方公共団体、公益法人等に限定されていること。
- ・法令違反等の事実がないこと。

ただし、当該法人の社員、役員等(相続税法施行令第32条に規定する役員等をいう。以下同じ。)及び当該法人の職員のうち、その財産を贈与した者若しくは当該法人の設立に当たり財産を提供した者又はこれらの者と親族など特殊の関係がある者が含まれていない事実があり、かつ、これらの者が、当該法人の財産の運用及び事業の運営に関して私的に支配している事実がなく、将来も私的に支配する可能性がないと認められる場合には、相続税法施行令第33条第3項第1号の要件を満たさないときであっても、同項第2号から第4号までの要件を満たしているときは、法第66条第4項に規定する「相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるとき」に該当しないものとして取り扱います。